

# 「火災安全上の区画の設計・施工の考え方」

(第1版第1刷、2017年3月15日刊行)

## に対する質問と回答

「火災安全上の区画の設計・施工の考え方 (第1版)」を刊行するにあたり、東京・建築会館ホールで講習会を開催いたしました。その際、会場で出されたものや、後日ファックスなどで本会に寄せられました質問につきまして、編著委員会で検討し、回答をとりまとめましたので、下記の通り掲載いたします。

2017年10月25日  
一般社団法人 日本建築学会  
防火委員会

指摘事項	回答
Q.1 図 1.1 (p.3) と、表 1.1 (p.8) の火災フェーズの定義が異なっているのではないかと。	A.1 図 1.1 は本会 「建築物の火災荷重および設計火災性状指針(案)」(2013年3月刊)によるものですが、表 1.1 は区画の要求性能を整理する観点からフラッシュオーバーを経て区画内全体火災に至る条件について細分化したものであるため、フェーズは対応しておりません。

指摘事項	回答
Q.2 防火区画に該当しない火災安全上の区画(避難区画、火災区画)の壁を天井までとするのか、スラブまで立ち上げるのか、考え方を示して欲しい。	A.2 法的な制限はありませんが、火災安全上の区画の壁をスラブまで立ち上げることを推奨します。スラブまで立ち上げるのが難しい場合は、強化天井等として、天井面で区画の性能を確保することを推奨します。

指摘事項	回答
<p>Q.3</p> <p>区画貫通部の充填材にロックウールを用いる場合、一般的にどの程度の密度が望ましいか。</p>	<p>A.3</p> <p>区画貫通部は防火上最大の弱点となるため、ロックウールの充填は重要である。一般に、充填密度の指定が特に無い場合のロックウール充填は、150/kgm<sup>3</sup>以上の密度とするのが望ましい。</p>

指摘事項	回答
<p>Q.4</p> <p>防火設備やシャッターと躯体の隙間塞ぎに1.5mmの鉄板を用いても良いか。また、裏打ち材等の断熱処理が必要ではないか。</p>	<p>A.4</p> <p>1.5mm以上の鉄板は建設省告示第1369号の60分特定防火設備の告示の仕様規定を参考にしています。なお、隙間が大きい場合は耐火構造の壁で隙間をふさぐ必要があります。</p>

指摘事項	回答
<p>Q.5</p> <p>p125の避難階段の段裏に倉庫が造られる場合、その段裏処理及び階段室側の扉はどのような仕様にするべきか。</p>	<p>A.5</p> <p>「回答」にあるように、物置を階段室と有効に区画する必要があるため、段裏部分は区画の性能として通常の防火区画と同等以上とする必要があります。対象の鉄骨階段は30分の耐火構造ですが、遮熱性が確認されていないため、区画部材として使用することはできません。例えば、平成12年建設省告示第1399号第1項第二号(床1時間)などのように、床として耐火性能を確保するための措置が必要となります。</p> <p>また、階段室側の壁も壁1時間の仕様が必要であり、扉を設ける場合には特定防火設備とする必要があります。</p>